

(再開 午後1時00分)

議長（勝山 正）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、丸山邦久議員。

(「はい、議長。6番。」の声あり)

(6番 丸山邦久 議員 登壇)

1. 観光ビジョンの策定とその後の進捗について

6番 丸山邦久 議員

それでは発言を許されましたので、私の方から4項目にわたって質問をさせていただきます。

1項目目であります。観光ビジョン策定とその後の進捗について伺いたします。

村は木島平観光ビジョン策定事業として、2025年、令和7年、去年の8月18日から2026年、令和8年、今年の2月4日まで合計4回の村民会議を開催し、「暮らしまるごと、うまい村。木島平」という観光ビジョンを策定しました。

私もメンバーとして加わっていたわけですが、最後の4回目の会議、今年の2月4日以降、動きがないように感じられるわけです。

そこでお伺いします。

今年の2月4日以降の行政の取組は具体的にどのようなものになっているのか。

ちょうど今日は6月4日ですので、4ヶ月経っているわけであります。その間の動きをお聞かせください。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

2月4日以降の取組についてお答えをいたします。

最終回となる2月4日の村民会議以降、村民会議で共有された考え方や事業者ヒアリングの結果を踏まえ、観光ビジョンの全体の構成整理を行うとともに、その実現に向けた基本施策や具体的な取組の体系化を進め、観光ビジョンとして取りまとめをいたしました。

また、ビジョンの策定にあたってはパブリックコメントを実施することとしておりましたので、その前に議会の皆様へ内容を説明する必要があったため、3月10日の予算決算常任委員会においてビジョンの内容を説明し、3月23日までパブリックコメントを行って、2名の方からご意見をいただいたところであります。

現在は観光ビジョンに基づく具体的な行動計画となりますアクションプランの策定を進めております。

なお、パブリックコメントを経て観光ビジョンを策定した後、村民の皆様への周知が行われておりませんでした。

この点についてお詫び申し上げますとともに、今後、ふう太ネット等を活用し、周知を図ってまいりたいと考えております。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6番 丸山邦久 議員

今、アクションプランという答弁がありましたけれども、そのアクションプランというのは誰がいつまでに作るのかをお伺いします。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

アクションプランを誰がいつまでに作るのかというご質問であります。

3月の予算決算常任委員会でも説明しましたとおり、期限については9月末を目標に進めております。

誰が作成するのかということではありますが、村が主体となって考えてまいります。

そのメンバーには、職員以外に村民会議に参画された方や、事業者ヒアリングにご協力いただいた観光事業者の方にご協力をいただきたいと考えております。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6番 丸山邦久 議員

では、その協力の要請というのはこれからってことですね。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

おっしゃるとおりです。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6番 丸山邦久 議員

簡潔明瞭なお答えありがとうございます。

通常こういうことってというのは、「鉄は熱いうちに打て」とよく言いますよね。

気持ち盛り上がった時にどんどん進めていかないと、なかなかこれ後までね、そのモチベーション維持するって大変だと私は思うんです。

で、ここまで4ヶ月かかって、さらにまた9月末ですから、6、7、8、9、また4ヶ月、ちょっとですね、馬力入れるというか、そういう形で進めた方が私はいいような気がするんですが、ちょっと時間かかりすぎではないですか。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

ご指摘を踏まえですね、9月の作成を目標としておりますが、前倒しもできるように進めてまいりたいと考えております。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6番 丸山邦久 議員

村民会議にですね、確か、「さとゆめ」さんという企業が関わっていたと思うんです。

この「さとゆめ」さんとの関係はもうこれでなくなったというふうに考えてるわけですか。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

今、議員おっしゃられた事業者につきましては、昨年度までの委託の内容で進めておりました。

ですので、現在は、「さとゆめ」さんに依頼するような事案はありません。

ですが、今後そういった必要があれば、予算措置も踏まえた上で検討していくことになります。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6番 丸山邦久 議員

2項目に行こうかと思ったら、すでにお答えになっているので、なるべく、9月末っていうのを遵守しなくてね、もっと先にどんどん進めていくような方向でやっていただきたいと思います。

それでは、3番目。以前に策定した観光振興局のコンセプト「人づくり×里山」との関係性はどのようなんでしょうか。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

観光振興局では、これまで「人づくり×里山」を基本的なコンセプトとして掲げ、人と人とのつながりや里山の暮らし、地域資源を生かした地域づくりに取り組んでまいりました。

今回の観光ビジョンにおける「暮らしまるごと、うまい村。木島平村」というコンセプトは、村民会議や事業者ヒアリングで共有された考え方を基に、本村の観光の方向性をわかりやすく表現したもので、その内容は本村の暮らしや農業、自然、人とのつながりを価値として捉えるものでありまして、「人づくり×里山」の考え方と方向性を同じくするものと認識しております。

従って、新たなコンセプトではありますが、従来の考え方を否定するものではなく、観光分野においてより具体的に表現したものであると捉えております。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6番 丸山邦久 議員

ビジョンもコンセプトも何回書き直したっていいと私は思うんです。

1年経てばまた社会情勢も変わってくるし、皆さん1年経てば必ず1歳年を取るようなものでね。

だから状況に合わせて変えていくのが僕はビジョンであり、コンセプトであると思うんですよ。

ビジョンというのは、この村の観光がね、どういう風になったらいいんだと。要するに、この村の観光をね、こうなりたいっていう、それをね、ビジョンっていうんですよ。

で、そもそも人に頼むべきもんでもないと思ってるし、それを叶えるためのコンセプトなんですね。ビジョンというのは究極の目標です。

で、コンセプトというのはもっと短期的に叶えていく目標なんですよ。

ですから、その「暮らしまるごと、うまい村。木島平」に「人づくり×里山」がどういうふう目標のビジョンをね、実現するために、どういう働きを持っているのかって説明していただけますか。

今、先ほど関連性がないっていうかね、方向性は一緒だって言われたんで、ご説明をお願いできますか。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

以前、観光振興局で掲げていた「人づくり×里山」でございしますが、こちらは観光振興局が掲げていた観光の進め方、方向性を示すものと認識しております。

今回、新たに観光ビジョンでコンセプトを策定いたしました。そちらについては、先ほど説明したとおりでございしますが、「人づくり×里山」はですね、地域資源と人材育成に着目したコンセプトであったと思っております。

今回の「暮らしまるごと、うまい村。」についても、農業、自然、食、人とのつながり、それから村の日常的な暮らしを村のいいところとして外部の方に提供していきたいという思いで作られたコンセプトであります。

視点や表現は異なりますけれど、村の木島平らしさを活かした地域づくりを目指す考え方として、全く違った考え方ではなく、同じ考え方で同じ見方で作られたコンセプトだと思っておりますので、根本的な方向性だとか進め方は共通しているところが多いと感じております。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6番 丸山邦久 議員

今のところよくわからなかったんですけど、ビジョンもコンセプトも、それを聞けば自分が何をすべきか、何をしなきゃいけないかということがわかるようなのが本当はビジョンであり、コンセプトなんですよ。

最初、「人づくり×里山」を聞いた時に、人づくりも大事だし、里山も大事だよ、と思いますよ、私も。

ただ、じゃあそこに自分として何をすればいいのかってね、はっきりいってよくわからなかった。

だからさっき言ったように、ビジョンもコンセプトも何回書き換えたっていいんですよ。

だからもう少し、「暮らしまるごと、うまい村。木島平」。

これを例えば5年後、10年後に達成するのであれば、2年後、3年後に達成すべきものが私はコンセプトだと思っています。

だから、じゃあこの2年、3年の間にこういうことをやろう。で、10年後にこういう観光の村になろうっていうのがビジョンでありコンセプトであると、そういうふうに私は勉強してきました。

ビジョンという言葉はよくご存知ですよ。要するに視覚。テレビジョンのビジョン。だからみん

なに見えるように説明するのがビジョンなんです。

だから、このところはもう一度ちょっと考え直された方が私はいいいのかなと思います。

答弁をお願いします。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

今後、アクションプランを策定してまいります。

その中で今ご指摘のあったようなことも踏まえて、コンセプトいわゆる合い言葉だと思っておりますので、そういったところを委員会組織は作りませんが、ご協力いただける皆様と共有しながらアクションプランの策定を進めていきたいと思っております。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6番 丸山邦久 議員

それではそのようにお願いして、次の質問に入らせていただきます。

2. 渇水対策について

6番 丸山邦久 議員

2番目ですね、渇水対策についてであります。

今年は降雪量が少なく、今後の降雨量によっては水不足に陥る可能性が高いと私は心配しています。現に5月の降水量も多分少なかったはずです。

これから梅雨にかけて十分な雨が降って、夏も雨がそこそこ降ってくればいいなと思っておりますが、昨年9月議会で、この問題を取り上げて質問をしました。

産業課長は、ため池など将来的な水資源の安定確保に向けた取組を進めることが重要であると答弁されています。

この1年間、1年間といいますか、去年の9月ですから9か月ですけど、この1年間に進めた取組はどんなようなものであったかをお伺いします。

議長（勝山 正）

日碁村長。

村長（日碁正博）

渇水対策について、この1年間の取組についてということではありますが、水田の渇水対策につきましては、特に渇水が懸念される下中村地区、それと大塚沖地区を中心に関係機関の協力をいただきながら検討を進めてまいりました。

その結果、既存排水路から揚水をポンプアップする方法が最も現実的かつ効果的であるという結論に至っております。

そこで、下中村地区の関係者へ検討結果を説明し、ご理解をいただいたところであります。

また、大塚沖地区につきましては、国の水土里ビジョンを活用し、施設維持管理計画を策定する中で、揚水ポンプの機能強化やパイプラインの複線化などを検討していただくことにしております。

なお、いずれの対策につきましても、施設整備には受益者負担が伴うことから、地元の受益者の皆

様の意向を第一とし、方向性がまとまり次第、事業化に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

村長答弁に補足し、お答えします。

渇水対策の検討にあたり、農業土木に精通した県の農地整備課と土地改良事業団体連合会の協力をいただきながら用水確保の手法について比較検討を行いました。

具体的には、1つ目にため池の建設、2つ目に河川からの新規水利権の取得、3つ目に深井戸の掘削、4つ目に既存排水路からの取水の4つの手法について検討をしてみました。

今回の検討の結果、事業費や維持管理の面を総合的に判断すると、既存排水路からポンプアップにより取水する方法が最も有効で実現性が高いとの判断に至っております。

ため池につきましては、建設事業費が莫大であることに加え、建設用地として広大な面積を確保する必要があること、さらに建設後の維持管理に多くの労力を要することから、現実的ではないとの結論に至っております。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6番 丸山邦久 議員

それでは今、既存排水路という説明がありましたけれども、具体的にそれはどこにどのようなものを作っていくと考えておられますか。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

まず、下中村地区につきましては、烏川という川がございます。そちらから取水するという案でございます。

また、大塚沖については、すでに大塚沖自体がパイプラインで用水確保しておりまして、すでにその排水路からポンプアップもしている形になっております。

今回、大塚沖の方はそちらのパイプラインの機能、ポンプアップの機能を強化するという計画を検討しているところであります。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6番 丸山邦久 議員

農業者は毎年毎年心配しているわけでありまして、その目標といいますかね、いつごろまでにできるという目途はありますでしょうか。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

今後のスケジュールということでお答えいたします。

下中村地区につきましては、受益者の皆さんの合意形成が図れて、整備の方向性がまとり次第、事業化に向けた検討を進めていきたいと考えております。

大塚沖地区につきましては、村長申しあげました水土里ビジョンというものがございます。

令和8年、9年とその計画を策定する期間になりますが、まずこの2年間で計画を練って、その後事業化に向けた検討に入りたいと考えています。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6番 丸山邦久 議員

今、具体的にお示しいただいたそのスケジュールをきちっと管理してね、進めていっていただきたいと思います。

では、3番目に入らせていただきたいと思います。

1. 地域おこし協力隊の定住率について

6番 丸山邦久 議員

地域おこし協力隊の定着率と書いてありますが、定住率ですね、定住率についてお伺いします。

地域おこし協力隊の本村の定住率は33.3%で、長野県全体の77.1%と比較して著しく低い状況にあります。

長野県の定住率は、全国的に見ても高く、定住しやすい県であると評価されているが、本村はどうもそうではないように結果としては思えます。

質問の1として、このような結果となった原因をどのように捉えているかをお伺いします。

議長（勝山 正）

湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）

総務省が示した令和7年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果では、都道府県別任期終了者数と定住率が示されています。全国の平均では70.3%、長野県は78%とされています。

この数値は令和2年度から令和6年度の直近5年間に任期終了した隊員を集計したものであり、長野県の定住した者78%は活動地と同一市町村内に定住した者と活動地の近隣市町村、県内になりますけれども定住した者の合算した数字となっています。

村の状況では、ご指摘のとおり、平成22年に初めて採用してから令和8年の3月までに任期を終了した協力隊は27人います。

そのうち村内に住所を置き活動している人は9人で、定住率は33%となります。

近年の状況を申し上げますと、平成31年3月を境に定住率が上がっている状況があります。

その平成31年以降の定住率で見ますと、11人中7人が村に住所を置き活動しており、定住率は63.6%となります。

さらに、先ほど申しあげた総務省の調査と同じ期間、令和2年度から令和6年度で見ますと、4人のうち3人が村内に定住しており、定住率は75%となり、長野県全体と比較しても決して低い状況で

はないということをご説明いたします。

最初の協力隊が任期となった平成 25 年から平成 30 年度にあつては、協力隊へのサポート体制が十分でなかった、求めた活動が結果として定着につながるものではなかったなどの理由があるのではと推測しています。

ただ、定着には至らなかったものの、現在も交流が続いている人も複数いることを申し上げさせていただきます。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6 番 丸山邦久 議員

なんで私がこういう質問をしたかと言いますと、この間、実は観光振興局に行ったところ、本当にがらんとしていて、一体どこにみんな行ったんだろうと思った結果、私はこういう質問をしているわけでありまして、地域おこし協力隊今いるのって聞いたら。

松森さんが「はい」って手をあげて、今産休で 1 人いますけどねという話だったんですよ。

任期を終了した人って言いますが、途中で辞めちゃった人ってかなりいるんじゃないですか。3 年なる前に辞めちゃった人っていうのはどうなのでしょう。

お伺いします。

議長（勝山 正）

湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）

途中で辞めた人はかなりいるというご質問でございます。

地域おこし協力隊の制度自体は基本的には任期 2 年となります。で、もう 1 年希望すれば、もう 1 年延長できるという制度で、最長 3 年までが活動できる期間とされています。

何人いるとか、今ちょっと詳しい資料が手元にはないんですけども、確かに任期の途中で終了した協力隊はいます。

それはこの地で、または他の地でやりたいことが見つかって、そちらへ移っていったという協力隊がおりますので、よろしくお願いいたします。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6 番 丸山邦久 議員

そういう隊員がいるのはどこの地域だって一緒だと思うんですね。

前にも私申し上げたことがあると思うんですけども、創業をするための支援金 100 万円とか、確かに制度はあるんですよ。

だけど、それがあるからといって創業できる、20 代、30 代の人ってなかなかいない。

だから、創業をしようという人には、創業できるようにいろいろ伴走しながら、協力をして創業できるようにしていくということが必要じゃないかと思います。

例えば、農業を目指してこの村に来たって、そもそもその人たちは土地を持ってないわけです。さあ、じゃあどうしましょうかという話になるわけですね。

で、この村はもうすでに観光はもうほとんど手放しちゃってるので、観光で生きていけっていうの

もね、たった1人でやっているのはなかなか難しい。農業もしかり。

夢を持ってこの村に来てくれた人に、その夢の実現をしていけるようにサポートをしていくことも必要じゃないかと思います。

村長どう思います。このことについて。

議長（勝山 正）

日墓村長。

村長（日墓正博）

もちろん当然のことで、地域おこし協力隊の皆さん、任期終了後もできるだけこの村に留まってほしいということで、創業支援金そういう制度については十分に周知をしております。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6番 丸山邦久 議員

そういうことで改善できるところは改善してくださいという話ですね。

では、4番目にいきます。

4. 空き家・空き地取得者に対する条例制定について

6番 丸山邦久 議員

空き家・空き地取得者に対する条例制定について伺います。

近年、本村でも空き家や空き地を取得する外国人の方が増えています。外国人に限らず、生まれ育った地域の文化の違いや、そもそもいろんな国には制度があるわけですし、そういった違い、習慣の違いによってトラブルに発展しているケースもあるように伺っております。

私としては、早急に条例を制定して、権利と義務、これを明確にしてですね、ルールを作っていく必要があると思っております。

制定が必要な条例は表を作っておりますけど、次の表の5条例であると考えます。

1つは土地管理ですね。所有者管理条例。

2つ目は開発規制、ゾーニング・景観・高さ制限条例。

3つ目が住民生活、民泊・短期貸し出し規制条例。

4つ目が投資管理、持続的観光・開発保証条例。

5番目が環境保全、里山・棚田・水源地保全条例であります。

この中で急がなきゃいけないなと思っているのが、所有者管理条例であります。制定する意向があるかどうか、村長の考えを伺います。

また、制定をするならばいつまでにやられるおつもりか、お考えを伺いたいです。

議長（勝山 正）

湯本産業企画室長。

産業企画室長（湯本幸伸）

空き家・空き地・土地取得者に対する条例制定についてお答え申し上げます。

議員ご指摘のような移住された方、土地を買われた方については様々なケースがあり、その中にはそういったケースもあるということはこちらでも把握をしております。

相互理解の上、この地域のルールを守っていただくための仕組み作りというのは、今後の空き家対策、移住定住対策においても非常に重要な点だというふうに考えています。

村におきましては、国の空き家等対策特別措置法を補完しながら、空き家等管理に関する条例、また、昨年度改正しました空き家等対策計画を策定し、周辺に悪影響を及ぼす特定空き家等であるとか、管理不全空き家等への法的措置をはじめ、突風や落雪などの際に緊急に対応する緊急安全措置についても、必要なルールの枠組みを整えているところであります。

そのため、現在は条例を制定するということではなく、この仕組みをいかに実効性を持って取り組んでいくかということが最優先課題だと考えています。

村としては、次の3つの具体的な取組を今後進めたいと考えています。

1つ目に、空き家バンク制度利用時の国内連絡先の必須化であります。

海外在住の方が村の空き家バンクや補助金制度を活用する際、国内の連絡先を明記いただき、トラブル時の連絡ルートとして担保したいと考えています。

2つ目に、登記情報と連動した早めのアプローチをしたいと考えています。

これは外国の方に限らないことになりますが、遠方の方が土地の所有権登記をされたのを確認された場合、その管理の義務であるとか、空き家であれば空き家活用の案内といったものを、税の関係の通知と一緒に届けたいというふうに思っております。

3つ目に、地域の専門関係機関との連携であります。

売買や相続のタイミングを想定しまして、地域の事業者と連携して、所有者としての持つべき注意点であるとか、困った時の村の相談窓口といったものを示したものを手渡せるような体制を構築したいと考えます。

また、受け入れ側である地域においても、移住者の多様なライフスタイルを認め合える、そういった意識の醸成も必要かと思います。

移住していただける方、地域の方、お互いが認め合えるような、そういった関係になるよう、村としましても、定住コーディネート機能の強化であるとか、相談対応を今後さらに着実に取り組みたいと考えております。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6番 丸山邦久 議員

今、ご答弁いただきましたけど、国内連絡先、確かに重要だと思うんです。

ただ、その方が連絡取れなくなる確率って必ずありますよね。例えば、亡くなってしまうとか。

そういう時に、どういうルールを適用するかということも考えておかなきゃいけないと思うんです。

相続するんであれば、例えば相続したらこちらに必ず連絡いただくとか、そういうものがちゃんと法的に規制されるようなことがないと非常に怖いんですよね。

取得された方の海外で何回督促してもさっぱり連絡もないと。まさか赤道超えて行くのも現実的ではありませんし。

こういうルールというのは先に作っておくべきではないかって思います。

そうじゃないと、後から作ったってそんな話聞いてないという話にもなるし、後出しじゃんけんみたいじゃないかっていう反論もされてしまいますよね。

だから、ルールは早めに作ってやるべきだと思うし、受け入れ側も我々がどういうふうに接するか大事なことだと思うんです。

で、この間も実は野沢温泉の人とちょっとその件について話をしたんですよ。

そしたら野沢温泉は野沢組っていうのがあって、行政の足りない部分はそっちが補っていると。

だから、案外問題は出てないっていうような話がありました。

もう野沢は物件ないんで、そう言ってきたら木島平を紹介していると、あまり嬉しくはなかったですけど、そういう話もありました。

よく転ばぬ先の杖って言いますけど、もう問題が想定されたら先に手を打つってことは大事なことじゃないかと思うんですね。

転ばぬ先の杖が転んだ後のストレッチャーにならないように、早めに手を打つなり考えるなりした方が私はいいと思います。

さっき、途中までになりましたけども、受け入れ側から積極的にコミュニケーションを取っていくっていうことがね、重要なんだよってその人たちは言ってました。確かにそのとおりだと私は思います。

それはだけど、我々もお付き合いする態度、態度って言葉が当たってるだろうか分かんないですけども、そういう問題ではあるんですけど、何か事が起こってからではとても収拾するのに大変な労力も手間もお金もかかってしまうので、早めの検討をお願いしたいと思いますが、村長の考えはどうか。

議長（勝山 正）

日墓村長。

村長（日墓正博）

これから移住定住とか進める上で、外国からも含めてそうですが、いろんな課題が出てくるかなというふうに思います。

国のほうでもそういう状況についてはいろいろ課題として捉えているということではありますが、つい最近、国の方では外国人の土地とか建物についての一部制限とか、その辺の規制をというふうに考えているようですが、最終的には、相互主義というね、国際関係上、外国からの投資を呼び込みながら、一部はダメというのはなかなか難しい。

そのような状況があったようですが、なかなかそういう規制も難しいということで断念したというふうに聞いております。

村としても、財産管理の面での課題と、それからまた今ありましたように、生活上ですね、文化的な、これは外国人に限らず、都市と農村もかなり生活のスタイルが違いますから、それらについて、言ってみれば違い、そういう違いによって生まれてくるトラブル等を防ぐというのが大事だというふうに思います。

ただ、国の法律を超えてなかなか村で条例を制定するっていうのは難しい部分があるのかなというふうに思っております。

今、景観条例、それからまた村の自然保護条例等で一部地域を定めて、その中での建物の高さ規制とかやっておりますが、できる範囲で村ができる、言ってみれば、そういう予防策ですね、は考えていく必要もあるかなというふうに思います。

ただ、先ほど言われたような内容が全て網羅しているような条例というのは、なかなか制定が難しいということとはご理解いただきたいというふうに思います。

議長（勝山 正）

丸山議員。

6番 丸山邦久 議員

必要性があると理解しているっていう答弁がありましたけども、今後、条例制定とかルール作りと

かっていうことでやっていっていただけるというふうに理解してよろしいですね。

議長（勝山 正）

日臺村長。

村長（日臺正博）

条例になるのか、それとも今担当の方で進めている、そういう規制についてのお知らせとかね、そういう形になるのか、その辺については、ものによって判断難しくなりますので、必ず条例というふうには捉えないでいただきたいと、こういうふうに思います。

議長（勝山 正）

以上で、丸山邦久議員の質問は終わります。

（終了 午後1時40分）

議長（勝山 正）

ここで、暫時休憩とします。

再開は、午後1時50分とします。

（休憩 午後1時40分）